

広島大学 大学教育研究センター 大学論集

第18集 (1988年度) 1989年3月発行：163-182

占領下の教育改革

— 第一次米国対日教育使節団報告書と高等教育改革 —

土持ゲーリー法一

目次

はじめに

1. 教育使節団第四委員会「報告書」の高等教育改革案
2. 日本側教育家委員会の高等教育改革案

まとめ

占領下の教育改革

— 第一次米国対日教育使節団報告書と高等教育改革 —

土持ゲーリー法^{*}

はじめに

1945（昭和20）年8月の第二次世界大戦終了後、日本はただちに連合軍の占領下におかれることになった。連合軍総司令部では、戦時下の軍国主義的および極端に国家主義的な教育内容ならびに教育関係者をとりぞくため、教育に関する四大指令を発して否定的措置をおこなった。また、同時に日本の教育を再建するための積極的措置として、連合軍最高司令官総司令部（General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, GHQ/SCAP）民間情報教育局（Civil Information and Education Section, CI & E）は9月、教育使節団派遣の準備を開始した。CI & Eはアメリカから教育専門家を招聘するにあたり、前田多門文部大臣など日本側教育関係者の協力を得た。コナント・ハーバード大学総長（James Bryant Conant）の団長就任に関しては、「政治的に不適当な団長の人選」（Politically Inappropriate Choice of Chairman）との理由で、マッカーサー（Douglas MacArthur）からの強い反対があったとの当事者からの証言を得ている。総司令部は最終的にはコナントを高等教育の候補者名簿からもはずし、その一部修正をおこなったのち、1946（昭和21）年1月4日、教育使節団の派遣を米国防務省民事部に正式に要請した。陸軍省は教育使節団に関して、全面的にその権限を国務省に委ねることになった。すなわち、国務省主導型の教育使節団の人選がおこなわれ、ベントン国務次官補（William Benton）、ステュードベーカー連邦教育長官（John Studebaker）などの推薦により、ニューヨーク州教育長官（次期イリノイ大学総長）ストッダード（George D. Stoddard）が団長として選出された。国務省ではストッダード団長を中心に、教育学者、教育行政官など27名〔カウンツ（G. S. Counts）カンデル（I. L. Kandel）などの著名な教育学者を含む〕が人選され、米国対日教育使節団（The United States Education Mission to Japan, USEMJ）を構成して、3月初旬に来日、約1ヶ月間日本の教育を視察、日本側教育家委員会および日本側教育関係者との協議を経て、『米国対日教育使節団報告書』（Report of the United States Education Mission to Japan）をまとめ、3月30日、最高司令官に提出した。これが、米国対日教育使節団の成立経緯に関する概略である。¹¹

総司令部は、1946（昭和21）年4月7日、報告書を全面的に承認する「マッカーサー元帥の声明文」を付して公表し、日本における教育改革の方針として位置づけた。その結果、報告書は、形のうえでは単なる勧告書にすぎなかったが、戦後教育改革を遂行する上での実質的な指針の役割を果たすことになった。また、「戦後の日本の教育改革は、アメリカ教育使節団報告書の引いた構図に

^{*} 東洋英和女学院短期大学助教授（大学教育研究センター客員研究員）

沿って行われた²⁾もので、日本近現代教育史における改革の立案・実施に大きな影響を与えた歴史的な文書となった。

さらに、米国対日教育使節団は1950（昭和25）年8月にも来日、同年9月22日に『第二次米国対日教育使節団報告書』（Report of the Second United States Education Mission to Japan）を提出した。このように、1950年の教育使節団が「第二次米国対日教育使節団」と公式に呼ばれるようになったことから、1946年の教育使節団を、後年になって便宜上「第一次米国対日教育使節団」と呼ぶようになった。

また、アメリカ占領下における教育改革は日本だけにおこなわれていたのではなく、同じく敗戦国であったドイツにおいても並行しておこなわれていたのである。すなわち、1946年（昭和21）年8月に「米国対独教育使節団」（The United States Education Mission to Germany, USEMG）を派遣してドイツの戦後教育改革も勧告しているのである。しかも、米国対日および対独教育使節団を比較してみると、それは別々に存在したのではなく、アメリカ占領政策の一環として検討されていたことがわかる。事実、両国への教育使節団派遣に関する政策は国務省を中心に同時に検討され、団員の入選基準などは米国対日教育使節団に準じるなど、相互に深く関わっていたのである。³⁾

周知のように、『第一次米国対日教育使節団報告書』の第六章「高等教育」では、「大学はすべての現代教育制度の王座である」と大学を位置づける「宣言」をおこない、研究の自由と大学の自治を重要視する勧告をしている。高等教育制度の基本原則は高等教育を受ける機会の拡大におかれるべきであり、高等教育は少数者の特権ではなく、多数者のための機会とならなくてはならないと、新しい戦後日本の高等教育の制度と理念を勧告している。

しかし、第六章の「高等教育」の部分がいかなる討議および調査にもとづいて作成されたのか、また、直接の担当者が教育使節団のなかの誰であったのかなどの起草過程については、史料的な制約などから、これまで明らかになっていない。

最近、シカゴ大学図書館の公文書館に保存されている「スティーブンス文書」（*David Stevens Papers*）のなかに教育使節団第四委員会が作成した未公開の「高等教育」の草案「高等教育の目的と自由」（The Aims and Freedoms of Higher Education）の一部と起草過程に関する重要な個人メモ「日本における高等教育に関する分科会の報告書草案」（Draft Report of the Subcommittee on Higher Education in Japan）が発掘された。⁴⁾

本論では、未公開の「スティーブンス文書」の草案を中心に、「トレーナー文書」（*Joseph C. Trainor Papers*）「ストッダード文書」（*George D. Stoddard Papers*）「ワナメーカー文書」（*Pearl A. Wanamaker Papers*）などの第一次史料を用い、さらに、文部省海外学術調査「占領期日本教育に関する在米史料の調査研究」⁵⁾で収集した新たな史料を加え、第六章「高等教育」の作成経緯について実証的に考察しようとするものである。

1. 教育使節団第四委員会「報告書」の高等教育改革案—高等教育の目的と自由

来日直前のグアム会議（1946年3月3日）で、ストッダード団長は報告書作成の具体的なすすめかたについて協議している。そこで、ストッダード団長は四つの研究領域を指示し、それぞれの委



「写真前列左から、フリーマン、ヒルガード、ウッドワード、ストッダード団長、スティーブンス、コンプトン（第四委員会・高等教育委員長）各使節団委員・他、1946年3月ハワイ大学にて、『エモリー大学図書館・ウッドワード文書』所蔵」

員長を任命し、各委員会ごとに報告書をまとめることを要請した。すなわち、第四委員会〔委員長：ディーマー（George W. Diemer）〕では、教師教育、リベラルおよび高等教育の二つの問題を扱うことが提案された。⁶⁾

さらに、来日後の3月11日に、教育使節団の4つの委員会（教育課程・教科書、教員養成・教授法、一般行政、高等教育）と2つの特別委員会（国語特別委員会および起草特別委員会）の設置および構成が決められた。すなわち、高等教育の問題を検討していたのは、使節団のなかの第四委員会「高等教育」であって、コンプトン（Wilson M. Compton）委員長、ディフェラリー（Roy J. Deferrari）、ギルダースリーブ（Virginia C. Gildersleeve）、ホートン（Mildred McAfee Horton）、そしてスティーブンス（David Stevens）の各委員によって構成されていた。

3月12日、コンプトン委員長は高等教育に関する「報告書」を執筆するための役割分担を以下のように決定している。⁷⁾

ホートン 共学を含む女子教育

ギルダースリーブ	国際平和の維持と国際協力の形成
ディフェラリー	公立・私立の機関，機関相互の協力，財政的地位，文部省との制度的関係
スティーブンス	個人の職業的地位と教員および学者の機会，学問の自由，研究，学生の地位，卒業生
コンプトン	科学，技術，専門職，農業，林業，工業，職業

これらの委員の役割分担と『報告書』の第六章「高等教育」のなかに含まれた小項目，「日本の高等教育の過去における制限」「公私立学校」「高等教育の組織」「標準の向上」「官公私立学校の地位」「個人の地位・教授団」「学生団」「機会の多様性」「大学および専門学校のカリキュラム」「研究」「技術教育および職業教育」「大学付属の図書館」「大学講座の公開」「国際関係」の14項目を詳細に比較すると，それぞれの委員の専門分野が『報告書』に反映していることがわかる。

「スティーブンス文書」のなかの個人メモ「日本における高等教育に関する分科会の報告書草案」⁸¹は，その冒頭で「この草案は，明らかにシカゴ大学による成果であり，ジョージ・カウンツとディビット・スティーブンスの構想にもとづくものである」と述べている。すなわち，カウンツ（1926～27）およびスティーブンス（1925～30）は共にシカゴ大学の教授であったことを意味していると思われる。また，スティーブンスによれば，

「教育使節団の4つの委員会は，すべてのレベルにおける教育計画の活性化および近代化をはかるために，2週間にわたる調査と日本人専門家との協議をおこない，将来の方向づけに関して日本政府および日本人教育家に最終草案を提出するまえに，24名の教育使節団員から承認を得るために，各委員会の報告書を作成・提出した。

高等教育・研究に関する委員会は，ワシントン州立大学学長のコンプトンが委員長であった。バーナード大学のギルダースリーブは，スティーブンスがカウンツと一緒に仕事をする前に，草案の一部を作成した。マッカーフィ（ホートン）はウェルズリー大学の学長で，米海軍婦人予備隊長で一度だけ委員会の会合に出席したが，海軍の飛行機で早期に帰国した。カウンツは全委員のなかで最も強いゼネラリストで，バランスの取れた，判断力のある人物であった」

また，彼はカウンツと一緒に日本側から出された結論を批評し，報告書を作成したと記録している。

カウンツが高等教育の委員会にも所属していたことは，これまでの史料のなかでは判明されなかった新たな事実である。また，カウンツとスティーブンスは「高等教育」委員会の中心的な委員であったばかりでなく，国語特別委員会にも所属して，「国語改革」の中心的な委員であったことにも注目する必要がある。すなわち，教育使節団のなかの「国語改革」と「高等教育」委員会の間に何らかの密接な関係があったものと推測される。このことを裏づけるかのように，教育使節団第四委員会（高等教育）のコンプトン委員長が帰国後，ベントン国務次官補に宛てた興味深い書簡がある。この書簡のなかでコンプトンは，

「基本的に最も重要な勧告は国語改革である。なぜなら，国語改革なしに，他のいかなる改革も十分な効果がないものと判断している。私は個人的に，われわれの『報告書』のなかで国語改革に関してもっと強い見解を，そして，それについて日本人が積極的に対応することを厳しく求

めるべきであった」(傍点引用者)

と彼の個人的な意見を述べている。⁹⁾

次に「報告書」の草案について検討してみたいと思う。「高等教育」に関する報告書の草案は、「高等教育の目的と自由」¹⁰⁾と題されるもので、それは、1) 自由社会における高等教育の位置づけ、2) 高等教育機関の組織・他、3) 個人の自由、4) 科学教育および専門教育のための勧告、そして、5) 国際理解の促進、の5つの項目によって構成されている。

「スティーブンス文書」に保存されているのは、1) 自由社会における高等教育の位置づけ、と3) 個人の自由に関するもので、この部分はカウンツとスティーブンスが中心にまとめたものである。まず、「報告書」は「自由社会における高等教育の位置づけ」と題して、最終『報告書』の「高等教育」の冒頭にも見られるような、

「大学はすべての現代教育制度の王座である。自由社会においては、大学は平等の関心をもって三つの重要な機能を果たすものである。第一に、大学は、非常に貴重な財産として、知的自由の伝統を守り、理想の自由を鼓舞し、探究の方法を極め、知識の向上を促進し、科学と学問を奨励し、真理を愛する心を育て、社会を絶えず啓蒙する役目を果たす。第二に、大学は、能力があり勤勉で熱意のある青年男女を、あらゆる時代と民族の最高の理想と最高の精神的刺激に触れさせることによって、家族生活や社会生活の改善、産業および政治のより能率的な行動、また国家の間の理解と善意の育成のための、指導的な役目を果たせるように育てる。第三に、大学は、つねに変化し新たに出現する社会のニーズを絶えず敏感に察知しながら、選ばれた青年男女を、新しい職業についても、昔からの職業についても、その技術に熟達するように訓練する」

と、大学の理念を述べ、すべての現代教育制度の「王座」として大学を位置づけ、「自由社会」における職能を、1) 学問・理想・研究の自由の保持と、それにもとづく真理の探究を媒介とした社会への奉仕、2) 将来、社会の指導者たるにふさわしい青年男女のための一般教養教育、3) 専門的職業のための訓練、の三つの機能を掲げたのである。¹¹⁾さらに、草案では、「大学はすべての国民に対する奉仕の精神で行うべきである」と結んでいる。

また、『報告書』の「日本の高等教育の過去における制限」にあたる部分では、草案には最終『報告書』に含まれていない以下のような記述がある。

「このような宣言のもとに、いかなる国の大学も、その社会的、経済的ニーズに合った高等教育の目的を着実に実現できるのである。どの国も、その長所をもって、高等教育機関のなかに生み出された知性と精神の自由を通じて、他の国々と交流することができる。いかなる国も、人類に対して有益な影響を与えることができるのである。日本の高等教育における変化には、困難がともなう。伝統的に、日本の高等教育は狭量で孤立していた。しかし、学生や教師に対するこれまでの重荷にもかかわらず、また戦争の制約にもかかわらず、成長の要素をもちこたえてきた。日本の学者や科学者は、今日や明日のことではないにせよ、知的進歩を広く押し進めることにより、不特定の数百万もの日本人に高等教育の価値をさずける力を持っている・・・(後略)」

と、先の自由社会における三つの機能を「宣言」(Charter)と呼称し、高い次元に立った格調ある高等教育の勧告をおこなっている。さらに、「報告書」の草案は、

「明らかに、日本における大学制度は、高等教育についてのいかなる国家的計画にも普遍とされる諸要素にもとづかなければならない。日本は、大学が継続的にそして十分に、ある割合の若い人材を供給するようになさなければならない・・・（中略）高等の学術に進む権利の認識は、少数者のものであった特権が多数の者に解放され、定め直されるに応じて、国民にも、またさらに高等教育を統制する行政権力者にも、より一層明確になさなければならない」

と、高等教育制度の基本原理は高等教育を受ける機会の拡大におかれるべきであると述べている。

最終『報告書』は続けて、「こうした認識によってのみ、今日帝国大学の卒業者に与えられている優先的待遇の修正への道が開けるのである」と述べている。ここでの「優先的待遇の修正」が具体的に何を意味していたのかは明らかでないが、帝国大学の「特権」に対する批判を表し、少なくとも、この教育使節団の高等教育改革論の目標の一つが、帝国大学体制の改編を示唆したものであると考えられてきた¹²。しかし、実際に教育使節団の第四委員会が作成した「報告書」の草案では、これと異なった帝国大学に対する評価がなされていることに注目する必要がある。すなわち、草案では以下のような記述になっている。

「帝国大学の卒業者には特別な優先権が与えられている。しかし、（帝国大学卒業者が）あらゆる重要な地位にもっと自由につけるようにしたいと望むならば、この事実を強調し過ぎてはならない。帝国大学の主導的立場（Leadership）は、選抜と業績（Selection and Achievement）のすべての段階において（帝国大学が）優れているということを強調することにより、維持し、強化されるべきである。すべての国と同じように、日本においても自由思想および自由行動の精神が高等教育の全過程を支配するものでなければならないとの考えに誰もが同意するであろう」（傍点引用者）

と、むしろ帝国大学が優れていることを強調すべきであることが勧告されている。

第四委員会の「報告書」がストッダード団長に提出されたのは、3月24日夕刻で、最終『報告書』が完成するのが、3月30日である。すなわち、最後の1週間で草案が変更されたことになる。なぜ、「今日帝国大学の卒業者に与えられている優先的待遇の修正への道が開けるのである」というような内容に変更されたのか、その経緯を知ることはできない。しかし、ここで注目されることは、3月12日、C I & Eのクロフツ海軍中佐（Alfred Crofts）は第四委員会の討議用資料として、二つのメモランダムをコンプトン委員長に提出している¹³。このなかで、官立と私立大学の問題にふれ、私立大学協会（Association of Private Universities）から3つの重要な資料（Documents）が提出されている。そのなかの一つには、官立大学は政府高官を養成する教育機関で、東京帝大（Tokyo Teidai）は官僚を育て、「軍国主義者と共謀していた」（Conspired with the Militarists）との理由から戦争勃発に責任がある、完全に軍国主義を破壊するためには「帝大閥」（the Teidaibatsu）を打倒することである、と鋭く批判している文書が含まれている。すなわち、帝国大学体制の改編はむしろ日本側、とくに私立大学協会などから提示されたものであると推測される。

当時、C I & Eで高等教育を担当していたのはクロフツであって、彼が日本側および教育使節団に与えた影響も無視できないと思われる。クロフツは帰国後、デンバー大学の歴史学教授となった。1947年4月29日のデンバー大学のラジオ放送番組で、「日本の大学」と題して以下のような興味あ

1988年度

る講義をおこなっている。

「日本の大学は文部省の厳しい監督下で、勅令によって統制されていた。学習内容、教授の数、学生数は条項にもとづいて、国家によって認可されている。入学者数は過酷な入学試験によって制限されている。質の高い大学に入学できるのは、すぐれた能力をもつわずか20人に1人である。また、大学は象牙の塔（luxury）で、女性を拒否している。5000人の大学教授のなかに1人の女性教授もいない。5万の学生のなかに200人の女子学生が在学しているだけである」

と大学の現状を概略的に説明し、続いて、

「大学の序列はあたかも封建社会階級制度のようで、学生や教授における学校間の移動は不可能である。生涯を通じて、卒業生は彼の卒業した大学によって格付けされている。最高の大学は、東京帝国大学を頂点とする、7つの帝国大学である」

と日本の帝国大学の高等教育の構造に対して批判的見解を述べ、また、一方では、日本の私立大学が置かれている条件が極めて厳しく、財政的な問題は深刻で、大学の格差に苦しんでいるとの見解も述べている。このような、教育の官僚主義は権力の地方分権化によって弱めることができると説いている。事実、彼はエリート主義、とくに、東京帝国大学などの帝国大学に批判的で、「一府県一大学主義」（One Public University in Each Prefecture）¹⁵を強く提唱していた。彼がこのように帝国大学に批判的であった背景には、彼は東京のG H Q / C I & Eに赴任する前、日本の植民地支配から解放された直後の1945年10月7日、韓国の京城帝国大学（1945年10月17日、京城大学と改称）の戦後初代の学長に就任し、アメリカ軍政下において、植民地教育を払拭する一方、民主主義の理念にもとづく教育の抜本的改革に取り組んでいたことがあげられる。

また、『報告書』の「公私立学校」にあたる箇所で、草案は私立学校の問題を重視した以下のような注目すべき勧告をしている。

「制度的には、日本における高等教育の目的と自由は、その私立大学を可能な限り認めることによって実現できるであろう。多くの私立大学は広い教養を目指すという目標をもっており、その他は本質的には宗教的な目的をもつものである。このいずれの教育機関の形態も日本文化の多様性および長所に貢献するものである。教育の基準において、または高等教育について偏らない関心をもつということにおいて日本にふさわしくないような教育機関は、認めないか、あるいは新しい基準や新しい保護手段をもって改善すべきである。高等教育の指導者たちは、積極的な行動のみならず否定的な方法によっても、高等教育機関の社会的な価値を上げられるのである」（傍点引用者）

しかし、最終『報告書』では、「高等教育の目的と自由は、高い水準を保ち広範な文化的目的をもつ専門学校および大学の維持のためにできる限りの奨励を与えることによってのみ、達成される」と勧告している。すなわち、「私立大学」という明言は完全に取り除かれているのである。

ここで、日本側教育家委員長南原繁・東京帝国大学総長の「私立大学観」に注目する必要がある。3月21日南原はストッダード団長と極秘裡に会談をもっている。この会談の議事録は「南原繁・東京帝国大学総長並びに日本側教育家委員長からG. D. ストッダード米国教育使節団団長に提出された特別報告書（1946年3月21日）」¹⁶と題される11ページにおよぶタイプ印刷である。このなかで南

原は「私立大学」の問題にふれて、以下のようにストッダード団長に提言している。

「私立大学の量を減少すべきである。何故なら、余りに多くの私立大学は単なる儲け主義で企業化しているのであり、営利目的の学校である。一方、例えば、早稲田のように、私立大学の高い地位を帝国大学レベルにまで向上すべきである。その意味からも、私立大学に自治を与えるべきである。今、それは与えられていない。教授団はあまりにも監督委員会（The Board of Overseers）に依存しすぎている。従って、公・私立大学ともに、私達は(1)教授会を奨励し、(2)ある程度の交換教授の準備をすべきである。しかしながら、公・私立大学間における学生の自由な交換は不可能であると私は思う。国立大学における施設の欠乏と学生の強い要求がある。このような現状では、その流れは私立大学から帝国大学へのみである」（傍点引用者）

また、南原はストッダード団長に一般教育に関して、

「教育は専門分野においてはうまくおこなわれているが、一般教養が弱いと私は思っている。私達はこの弱点をより良い総合教育や教師、学生両者のためのより総合的な研究によって改善できる。そのことで、私達は文化コースと科学コースの調和をとることができる。教授は画一的な尺度のみで採用しないようにする」

と述べている。最終『報告書』では、「一般教育に対する機会があまりに少なく、専門化があまりにも早く、あまりにも狭く行われ、そして、職業教育にあまり力を入れすぎているということである」とあたかも南原の示唆を受けたかのように一般教養課程の拡充を勧告している。

また、草案の、3)「個人の自由」は、最終『報告書』の「個人の地位・教授団」に相当するものである。その冒頭で、「この節の初めに述べた高等教育の宣言をもとに、日本の教育機関に関していくつかの実際的な結論を引き出さねばならない。日本には、私立大学、公立大学ともに経済的援助以上の多くのものが欠けている。日本には、ここで述べるような職務を果たそうと努力する一人ひとりの教師に対する完全な義務感というものが欠けている。第一に言えることは、学問の自由で、第二は経済的な保障である。民主社会のための大学改革を検討していく上で、この2つのいづれも十分重視しなければならない」

と極めて歯切れの良い記述となっている。

さらに、第四委員会は、学問の自由の思想的、制度的側面に関しても高い理念にもとづいた提言をおこなっていることがわかる。教育使節団のアカデミック・フリーダムの考えは、カール・L・ベッカーの著書『アメリカ人の生き方における自由と責任』（Carl L. Becker, *Freedom and Responsibility in the American Way of Life*, 1945）にもとづいていたのである¹⁷。この著書は当時アメリカでとくに注目されていたもので、第四委員会の委員がアメリカから持参したものと推測される。事実、その草案のなかで、「学者や科学者は、自分の学生、大学および社会全般に対して、ひとりの個人として大きな義務がある」これらの義務に関して、彼の著書を以下のように引用している。

「社会における指導力を養成するための大学生の教育は、常に批判的研究の成果を取り入れるようにしないと、型にはまった、独断的なものになってしまう傾向があり、学生は、ただ暗記して覚えた排他的で無関心な心のなかにとじ込められた情報のかたまりを与えるようになってしまう。一方、教育に対する学問の社会的意義に関心をもつという義務を負わないで、終身在職権

（Tenure）のなかで教授が行なっている研究は、クロスワード・パズルやコントラクト・ブリッジ（Contact Bridge）のトランプ・ゲームと同じくらい害がなく、楽しくて、また同じくらいの社会的意味しかない無益な好古趣味に陥ってしまう傾向がある」

そして、

「これらのことは、アメリカ人読者に向けて書かれたものであるが、この内容はいつも普遍かつ真実である。

それゆえ、これらの言葉は今日の日本についても言えるのである。しかし、個人の評価をもっと尊重することにより日本の高等教育をさらに有益なものにするには、どこに端緒を開けばよいのであろうか。いかにすれば、人と心と制度の方針を、知性と心を解放することに変えさせ、教育は人々に対する最高の奉仕の形態にまで高めることができるのであろうか」

と高い理念にもとづいて深い洞察をおこなっていることがうかがえる。

さらに、「機会の多様化」のところでも、草案では最終『報告書』に見られない提言を行っている。

「これらすべてにおいて、大学は指導者としての方向を示さねばならない。すべての学生と教師をその人の開発された能力に従って学者社会の正規の会員とし、またはじめから、自由に研究し、自由に表現する権利をもった特別会員とすることによって、大学は先頭に立つことができるのである。大学の試金石は、機会を与える寛大さと、同じ大学社会の構成員に対する客観的な批判の強さを合わせもつ力がある。

職業用の道具は、簡単に言えば実験室と図書館の資料である。科学者にとっては器具や学術雑誌が必要であり、学者は手もとにある本や研究論文を必要とする。それゆえに、真剣な努力のための最低限の条件として、自分なりの真実を追求するこれらの研究者に、もっとよい施設を準備してやらねばならない。これには、基本的な種類の知識を網羅する図書館を設置し、ジェネラリストとスペシャリストが必要とする研究所を開発するという、時間のかかる、あまりおもしろくない仕事が必要になる。この二つのことをするには、まずはじめに目録を作成し、次に国家的プロジェクトにする必要がある。今日の荒廃状態から、根本的な再建の可能性が出てくるかもしれない。

日本には、いずれスペシャリストのその他の道具も用意されるであろう。その道具とは人文学研究者のニーズに加えて、図書館、博物館、美術館、考古学博物館、著書目録、専門分野の雑誌などである。社会科学者については、印刷された資料の他に、統計学実験室、社会的変化に関するデータを集めるための機構やセンター、国内外の政府や機関がもっている記録の入手手段などの必要性はよく知られている。科学の分野のなかでの比較研究に対する関心を喚起するために、科学や産業の歴史博物館を発展させた国では、これらは非常に役に立っている。創造的な伝統の成長を促進するためには、デザインや、認められたあらゆる表現の媒体や、音楽による国民の表現の源となるような場所がなければならない。

大学の環境のなかで、個人の心を自由にするこれらの手段が成功するかどうかは、『専門学校』や『高等学校』から得た知性の質にかかっている。この点で日本は、最終教育を社会のもっと一

一般的なニーズにあうよう工夫し、それと同時に、大学生生活をもっと自由な成長過程として過ごすことのできるように、個人のなかにもっと活力を作り出す上で、どの国もがもっている問題を抱えている。大学での専門化については、現在の日本の典型的な大学に見られるよりも、もっと時間をかけずに、またそのために注ぐ精力をもっと軽減するべきである。男女ともに『専門学校』や『高等学校』でより教育成果が得られたとしても、大学でさらに個人の知性と精神を開発する自由をもつべきである。日本の大学の教育計画には、個人的な能力をさらに成就できるための、これらの機会を一人ひとりに与えられるような改革を含めねばならないことは全く明らかである。この成就是、責任ある自由により、また人間性に対する解釈と、自然を通して自分を発見するための手段として、他の学者や科学者の研究をもっと広く知ることにより、手に入れることができるのである」

2. 日本側教育家委員会の高等教育改革案

SCAP が教育使節団招聘の構想を固め、その候補者名簿の修正を重ねた後の1946年1月4日、米国陸軍省民事部宛に電信文で公式に教育使節団派遣を要請した。SCAP では、同時に、同月9日、日本帝国政府宛に「日本教育家ノ委員ニ関スル件」の覚書を発令し、日本側教育家委員会の設置を要請した。CI & E教育課のオア (Mark T. Orr) は、この覚書について、

「この『指令』は総司令部の第5番目の教育に関する『指令』として日本国政府に発令されたもので、前の4つの『指令』に比べて特別な政策的記述は含まれていなかった。しかし、この『指令』は将来の教育改革を遂行する上で最も重要な影響を与えるものであった。すなわち、これまでの第1から第4の各『指令』は軍国主義および超国家主義の排除という禁止的な措置を重視していた。しかし、第5の『指令』によって、教育政策は従来の禁止的な措置から積極的な教育再建へと方向づけられた」

と述べている¹⁸。このように、CI & E教育課では、教育使節団の招聘は占領下の長期的な再教育計画のはじまりであるとの位置づけをした。すなわち、この『指令』は占領政策を積極的な改革へと方向づけるひとつの契機となり、アメリカからの教育使節団来日に対応して、

「教育使節団ノ仕事ヲ容易ナラシメ且ツ使節団ノ研究ト発見ニヨリ日本ノ教育制度ガ最大ノ利益ヲ亨ケンガ為ニ・・・文部省ハ使節団ニ協力スベキ極メテ堪能ナル日本教育家ノ委員会ヲ任命スルコト」

と、文部省に対して日本側教育家委員会の設置を要請した。さらに、委員の人選にあたっては、「該委員会ノ委員選択ニ当リテハ該委員ガ第三項ニ示セル諸問題ノ研究ニ使節団ヲ援助シ得ル資格ヲ有スベキコトヲ特ニ留意シテ選択スベキコト」

と使節団に援助することを示唆した。

ここでいう「第三項」とは、教育使節団が研究し、その報告書を最高司令官に提出することになっている四つの教育分野で、それは以下の通りである。

1. 「日本ニ於ケル民主主義教育」学科目、学科課程、教科書教師用参考書並ニ映画、ラヂオ等ニヨル（視覚、聴覚的）補助教育等ニ関スル献策ヲ目的トスル研究

2. 「日本ノ再教育ノ心理的部面」教育方法論，言語ノ改革，時宜ヲ失セズ且優先的ニ実施セラレベキ教育刷新，学生生徒ノ創意ト批判的分析ノ発達並ニ教員ノ再教育等ニ関スル献策ヲ目的トスル研究
3. 「日本教育制度ノ行政的再編成」即時且広範囲ニ亘ル行政的刷新，文部省ノ再編成並ニ地方ノ分権ノ問題ニ関スル献策ヲ目的トスル研究
4. 「日本復興ニ於ケル高等教育」図書館，記録保管所，学術研究所，博物館等ノ高等教育ニ於ケル利用，学生生徒並ニ教職員ノ自由，社会科学ノ再出発並ニ社会生活，国家生活ニ対スル一層活発ナル参考等ニ関スル献策ヲ目的トスル研究

この「指令」にもとづいて，文部省は2月2日に29名の日本側教育家委員を任命した。2月23日の第2回会議において，委員長に南原繁東京帝大総長，副委員長に河原春作枢密顧問官をはじめとする29名が4つの委員会に分けられた。すなわち，高等教育に関する日本側教育家委員会第四部は，主査・小宮豊隆（東京音楽校長），副主査・戸田貞三（東京帝大教授），林癸未夫（早大総長代理），星野あい（津田塾専校長），柿沼昊作（東京帝大教授），高木八尺（東京帝大教授），鳥養利三郎（京都帝大総長）の各委員で構成されていた。さらに、『有賀三二文書』¹⁹によれば，日本側教育家委員会の第四部が実際に検討した審議内容は，1）大学制度問題，2）私立学校制度問題，3）卒業生ノ就職問題，4）宗教教育問題，5）教授団体ノ問題，6）女子大学問題，7）スクールエクステンション問題，そして8）研究所・図書館問題であった。

教育使節団との最初の会合がもたれた3月9日に，教育使節団第四委員会は高等教育に関する12項目にわたる質問状を日本側教育家委員第四部に手渡している。これらの質問状の回答は，教育使節団第四委員会がその「報告書」の草案の準備を開始する3月20日に提出されている。その質問状と回答の一例を見てみよう。

「高等教育機関における指導者の育成は，男女共に広くなされるべきであるか」との使節団の質問に対して，日本側は，

「我々はそうあるべきだと信じている。現在，わずかな例外を除いて，男性が日本におけるほとんどの指導的な地位を独占している。これは，女性に高等教育機関への道が抑制されていたためである・・・(中略)女性が指導的な地位を確保するためにもあらゆる努力が必要である」と回答している。

また，「大学設置の認定機能を行行使するための公私立の大学協会を設置する可能性が探究されるべきだろうか」との使節団の問に対して，日本側は，

「この委員会の委員のなかには，認定機能を行行使する大学協会を設置したいという強い意向がある。現在の日本の大学を改善するために，これらの認定機関が設立されなければならない。日本には多くの私立大学が存在するが，これらの水準はむしろ低く，そして，不幸にして，それらの若干は，設置者の利益追求のための機関として利用されている。我々が現在において直面しなければならない問題は，そのような協会をいかに組織するかについてであり，これは，困難な問題である。そのような事項に関して，アメリカ合衆国ではどのようにおこなっているかについてご教示いただきたい」

と両委員会ともこの問題に並々ならぬ意欲を燃やしていることが文面から察知できる。この問題が最終報告書に反映するのは当然のことである。そのほか、一般教育、高等教育機関での国内および国際交流などの諸問題も含まれている。

すなわち、これらの回答を含み、日本側教育家からの提言が教育使節団第四委員会「報告書」の基盤になったといえることができるのである。²⁰

最終『報告書』では、帝国大学、大学、旧制高等学校、専門学校等の旧制高等教育の制度そのものをどのように改革せよとの具体的な勧告はなされてはいない。高等学校、専門学校は廃止されるべきかどうか、新しい大学の年限は何年になるべきか、大学院制度はどうするのかは、日本側教育家委員会によって検討されたもので、教育使節団はその問題にはほとんどふれておらず、『報告書』の第4章「授業および教師養成教育」のところで、教員養成のための大学教育は4年制であるとの勧告をおこなっているにすぎない。『報告書』は、中等教育以下の学校体系については、具体的に六・三・三制の単線型学校体系を勧告した。しかし、高等教育に関しては、高等教育に関する理念的提言を積極的に示したのみで、年限や編成についての具体的方策はなされなかったのである。

日本側教育家委員会の果たした役割は重要であったといえる。先にも見たように、日本側教育家委員長南原繁・東京帝国大学総長はストッダード団長との3月21日の会談のとき、日本の学校制度改革について、「全案をすべて米国の計画をモデルにし、小学校、中等学校、専門学校、大学を単線化し、すべての段階での機会均等が拡充できるようにする」ということを勧告するようストッダード団長に示唆している。²¹さらに、日本側教育委員会と教育使節団との最終討議がもたれた3月25日には、南原と高木八尺委員は、CI & Eのホール（Robert K. Hall）と会合をもち、「教育改革—日本側教育家委員会の公式意見」と題する報告をおこなっている。²²このなかでは、高等教育に関して、学閥の原因たる旧制高等学校を廃止、大学までつながる単線型学校制度を導入すること、大学と専門学校の格差を廃止し、均等化すること、師範学校を廃止すること、すべての大学に大学院研究機関を設置することなどが提示された。ここではじめて、高等教育の制度的な方向づけがなされたことになる。すなわち、戦後の高等教育制度の再編は日本側によって明示されたことになる。

日本側教育家委員会は、米国対日教育使節団の報告書作成と相前後して、教育改革に関する意見書を作成した。²³その意見書『米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会の報告書』²⁴の第二編「意見」の第三項「学校体系に関する意見」において、大学改革の構想が述べられている。この改革編は「日本側委員の総会の決議となったものでなく、参考案として大多数の委員の賛成を得たものである」とされ、第一案、第二案を併列するかたちで提示された。しかし、大学についての改革構想は両案とも差異はなかった。第一案の関係箇所は以下の通りである。

「(五) 三年制の上級中学校の上に四年制又は五年制の大学を設けること。而して上級中学校の卒業生にはその学校種別の如何を問わず等しく大学への入学資格を認めること」

第二案は、大学より下の学校の就業年限が異なるだけであって、第一案が義務制六年の小中学校の上に初級中学校、三年の上級中学校、および三年の青年学校を置くとするのに対して、初級中学校を二年、上級中学校と青年学校を各四年とするというものであった。

上記の引用箇所を旧制の高等教育のあり方と比較して、何よりも大きな違いは、(1)高等学校、専

門学校が廃止されていること、(2)就業年限が従来の旧制大学の三年から四年または五年となっていることの二点である。²⁵⁾

まとめ

以上、本論では、『第一次米国対日教育使節団報告書』の第六章「高等教育」に焦点をあてて、その作成経緯を考察したが、教育使節団は一貫して、「ポツダム宣言」に明記された民主的傾向の「復活強化」を基本方針とし、日本側教育家委員会の意向を最大限尊重し、日本側との協議を通して、日本側に主体性をもたせることで『報告書』を作成したといえる。すなわち、教育使節団第四委員会は、その草案において、高い高等教育理念にもとづき、アメリカにも共通するところの自由社会における高等教育および個人の自由などを格調高く提言する一方、日本固有の高等教育の諸問題に関しては日本側教育家委員会に委ねるという共同作業をおこなったのである。しかし、この数年後、アメリカの極東政策の変化のなかで、教育使節団がかかげたこの理念は、占領軍当局によって裏切られることとなるのである。教育使節団の帰国後、日本側教育家委員会が作成した『米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会の報告書』の「第三、学校体系に関する意見」の項の第一案として、六・三・三・四または五年制の学校体系が明確にされ、大学教育四年制がはじめて打ち出されたのである。

注

1) 教育使節団の成立経緯に関しては、

鈴木英一、佐藤秀夫、土持法一他「米国対日教育使節団報告書の成立事情に関する総合的研究」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科—』第31巻（1985年）を参照

なお、コナント団長の不承認に関しては、以下を参照

拙稿「第一次米国教育使節団の成立経緯について—占領期におけるアメリカの対日教育政策の研究（その一）—」『国士館大学人文学会紀要』第16号（1984年）

拙稿「『第一次米国教育使節団報告書』の作成経緯に関する考察—日本側教育家委員会の役割—」『日本の教育史学』（教育史学会紀要）第28号（1985年）

2) 宗像誠也、五十嵐顕、持田栄一「占領下の教育改革」（『日本資本主義講座—戦後日本の政治と経済』第2巻、岩波書店、1953年所収）345頁。

3) 対独教育使節団の成立経緯に関しては、

拙稿「米国対独教育使節団の成立経緯—第一次米国対日教育使節団との比較考察—」『教育学研究』第52巻第2号（1985年）を参照

4) デイヴィッド・H・スティーブンスは、教育使節団として来日した当時はロックフェラー財団人文科学部長であった。これまで、彼の教育使節団に関する史料は、帰国後に彼がおこなった講演原稿（“Office talk on Japan, April 16, 1946”）9ページがニューヨーク州にあるロックフェラー財団公文書館で発見されただけであった。ミシガン州に在住の子息（John Stevens）を通して、彼の史料の寄贈先を調査していたが、その史料の一部がシカゴ大学（The University of Chi-

cago, The Joseph Regenstein Library, Department of Special Collections) に保存されていることが最近判明した。

なお、本論に掲載した写真は文部省科学研究費補助金・海外学術調査『占領期日本教育に関する在米史料の調査研究』（佐藤秀夫・国立教育研究所代表者）にて収集したものである。

- 5) 海外学術調査による史料収集およびその内容に関しては、
『海外学術研究：報告書 占領期日本教育に関する在米史料の調査研究』（国立教育研究所・戦後教育改革資料6, 1988年）を参照
- 6) "Part II On Preparing the Report," *Stoddard Papers*, Box 3, p. 5.
(「ストッダード文書」スタンフォード大学, フーバー研究所公文書館所蔵)
- 7) "Digest of Discussions of Committee IV," *Trainor Papers*, Box No. 57.
(「トレーナー文書」スタンフォード大学, フーバー研究所公文書館所蔵)
- 8) "Draft Report of the Subcommittee on Higher Education," *Stevens Papers*.
(「スティーブンス文書」シカゴ大学図書館公文書館所蔵)
- 9) 894. 42A / 5- 146 Letter, William Compton to William Benton, May 1, 1946.
(「国務省記録文書」米国国立公文書館所蔵)
- 10) 第四委員会の「高等教育」に関する草案は以下のような構成になっている。
THE AIMS AND FREEDOMS OF HIGHER LERNING
I The Place of Higher Learning in a Free Society
II The Organization of Institutions, etc.
III Freedom for the Individual
IV Recommendations for Scientific and Professional Training
V Advancement of International Understanding
- 11) 海後宗臣・寺崎昌男『戦後日本の教育改革－9 大学教育』（東京大学出版会, 1976年）69頁。
- 12) 東京大学百年史編『東京大学百年史 通史3』（東京大学出版会, 1986年）14～5頁。
- 13) "Digest of Discussions of Committee IV," *Trainor Papers*, Box No. 57.
- 14) Alfred Crofts, "Universities of Japan," The Social Science Foundation of the University of Denver in Cooperation with The Rocky Mountain Radio Council, Volume IX, Number 32, *Mildred McAfee Horton Papers*, Wellesley College Archives. (「ホートン文書」所収)
- 15) Harry Wray, "A Study of the First United States Education Mission to Japan, March 1946, and Its Significance for Educational Reform in Occupied Japan," (unpublished, 1981), P. 13
- 16) "Special Report by Shigeru Nambara, President, Tokyo Imperial University and Chairman of Japanese Committee to G. D. Stoddard, March 21, 1946," *Wanamaker Papers*, Box No. 36 /17
(「ワナメーカー文書」ワシントン大学ヘンリー・スザロー図書館公文書館所蔵)
- 17) Carl L. Becker, *Freedom and Responsibility in the American Way of Life* (New York: Alfred A. Knopf, 1945), pp. 56- 7. カール・L・ベッカーは1873年9月7日にアイオワ州に生まれ, 1945年4月10日ニューヨーク州で亡くなっている。彼はコーネル大学歴史学の名誉教授であった。上

記の引用文は、第三章「学ぶ自由・教える自由」(Freedom of Learning and Teaching)のなかのものである。

- 18) Mark T. Orr, "Education Reform Policy in Occupied Japan," (Ph. D. dissertation, University of North Carolina, 1954) pp. 126-7.
- 19) 『有賀三二文書』(国立教育研究所教育史料調査室所蔵)
- 20) "Digest of Discussions of Committee IV," *Trainor Papers*, Box No. 57.
- 21) "Special Report by Shigeru Nambara, Tokyo Imperial University and Chairman of Japanese Committee to G. D. Stoddard, March 21, 1946," *Wanamaker Papers*, Box No. 36 / 17.
- 22) "Education Reform - Official Version of Japanese Education Committee," 25 March 1946, 1600, in *Higher Education 1946 - 1947*, *Trainor Papers*, Box No. 29.
- 23) 日本側教育家委員会が『報告書』を作成したのは、使節団が帰国した後の4月上旬と推定される。(鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房, 1984年, 134頁参照)
- 24) 『米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会の報告書』(タイプ印刷22頁, 国立教育研究所所蔵『戦後教育資料』所収)
- 25) 海後・寺崎前掲書, 62頁。
- 26) 海後・寺崎前掲書, 19頁。

Education Reform under the American Occupation
— The First United States Education Mission to Japan
and Reform of Higher Education —

Gary H. TSUCHIMOCHI*

With the ending of World War II, Japan immediately came under the Occupation of the Allied Powers. In order to remove the existing wartime leaders of Japanese education and to eliminate militaristic and ultranationalistic influences, the General Headquarters of the Allied Powers issued the four directives for punitive reforms of education. At the same time, in September 1945, the Civil Information and Education Section (CI&E), at the General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers (GHQ/SCAP), planned to invite U. S. specialists in education to form the United States Education Mission to Japan, to reconstruct postwar Japanese education as positive reforms. In order to organize the Mission, CI&E received cooperation from Japanese educators such as Tamon Maeda, the Minister of Education.

As to the appointing of the chairman of the Mission, it has been confirmed that the first candidate, who was James B. Conant, the President of Harvard University, was rejected by Gen. MacArthur for being a “politically inappropriate choice of chairman.” Consequently, GHQ removed Conant from the chairmanship and from the list of candidates of the Education Mission to Japan.

On January 4th 1946, after a partial revision of the list had been made, the U. S. War Department was officially requested to send the Mission to Japan under the authority of the Department of State. Actually the final selection of members for the Mission was made on the initiative of the Department of State.

In the first place, they selected George D. Stoddard, New York State Commissioner of Education and elected President of University of Illinois, as the chairman on the recommendations of William Benton, Assistant Secretary of State, John W. Studebaker, U. S. Commissioner of Education, U. S. Office of Education, and others.

The Department of State and George D. Stoddard together, organized the United States Education Mission to Japan (USEMJ). They selected 27 members among educators and educational administrators, including such distinguished pedagogists as G. S. Counts and I. L. Kandel.

The Mission arrived in Japan at the beginning of March 1946 and stayed about one month in order to study Japanese education, talk with Japanese educators and to confer with the Committee of Japanese Educators.

Eventually, they prepared the Report of the United States Education Mission to Japan, and submitted it to the Supreme Commander for the Allied Powers, Tokyo, on March 30th 1946.

* Associate Professor, Toyo Eiwa Women's College (Affiliated Researcher, R. I. H. E.)

The Report contained a statement of approval from Gen. MacArthur. As a result, the Report established the general policy for educational reform in Japan. Officially, the Report was only a recommendation, but it served as a practical guideline for postwar educational reform in Japan.

As is generally known, in Chapter Six “Higher Education” in the Report of the First United States Education Mission to Japan, they chartered the position of the university in the education system by stating “The university is the crown of every modern educational system.” And recommended that academic freedom and university autonomy should be regarded as of great importance. Furthermore, they recommended a system of higher education for postwar “New Japan” that reflected the idea that “Higher education should become an opportunity for the many, not a privilege of the few” i. e. they recommended the expansion of opportunities for higher education as the basic principle for the new system of higher education.

Up until now, no information has been known concerning the author, nor the process or nature of research done in the writing of Chapter Six, due to the restrictions relating to historical documents. But recently, a restricted part of the draft of “Higher Education - The Aims and Freedoms of Higher Education,” which was drawn up by the Fourth Subcommittee in the Mission, plus important personal notes covering the “Draft Report of the Subcommittee on Higher Education in Japan,” were discovered in *David Stevens Papers* which have been kept in archives at Chicago University.

My purpose in writing this paper is to reveal the details concerning the writing of Chapter Six “Higher Education,” by using *David Stevens Papers* as the core material, but with references to other historical papers such as *Joseph C. Trainor Papers*, *George D. Stoddard Papers* and *Pearl A. Wanamaker Papers*.

In conclusion, the writer found that the Report was significantly influenced by the Japanese educators.

